

令和 8～10 年度三重県職員ストレスチェックに関する業務企画提案コンペ参加仕様書

1 業務目的

労働安全衛生法に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）や労働安全衛生規則に基づく集団ごとの分析（集団分析）、労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置の実施にあたり、高度な専門知識及び豊富な実績を有する事業者により業務を委託することで業務を効果的に実施し、職員自身のセルフケアを促進するとともに、職場環境の的確な把握と改善を通じて、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的とする。

2 業務概要

(1) 委託業務名

令和 8～10 年度三重県職員ストレスチェックに関する業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日(土)まで

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 契約上限額

5, 905, 101 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、各年度の契約上限額は次のとおりとする。

令和 8 年度 1, 968, 367 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 9 年度 1, 968, 367 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 10 年度 1, 968, 367 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

参加申込時点において、次に掲げる条件をすべて満たす法人であること。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

ウ 国、都道府県又は政令指定都市において、過去 5 年以内に、本業務と同等規模（対象者 5,000 人以上目安）のストレスチェック業務（調査票の配付・回収から集団分析までの一連の業務）を受託した実績を有すること。

エ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定する「プライバシーマーク（P マーク）」又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格「ISO/IEC 27001」の認証を取得していること。

(2) 最優秀提案者資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペ参加資格確認申請（参加意思表示）及び確認結果の通知

企画提案コンペに参加を希望する者は、企画提案書の提出に先立ち、次のとおり参加資格確認申請書を提出してください。

(1) 提出期限

令和8年8月5日（水）17時必着

(2) 提出書類

- ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 「4 参加条件(1)参加者資格ウ、エ」に定める要件を満たすことを証明する書類
- ウ 役員等に関する事項（第2号様式）
- エ 委任状（第3号様式）※支店等に権限が委任されている場合

(3) 提出先

下記「18 担当所属」に記載する場所

(4) 提出方法

持参又は郵便、民間事業者による信書便とする。ただし、押印を省略した場合は、電子メールにより提出することも可とする。

なお、提出期限までに電話で「18 担当所属」に受理の確認をすること。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で「18 担当所属」に持参する日時の連絡を行うこと。

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和8年8月19日（水）正午までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知する。

なお、参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。

6 企画提案書等の提出

上記「5 企画提案コンペ参加資格確認申請（参加意思表示）及び確認結果の通知」による参加資格の確認を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月21日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類及び部数

ア 企画提案書 7部（正本1部、副本6部）

公平性・公正性を確保し、円滑な審査を行うため、以下の点に留意し作成すること。

- （ア）用紙サイズは、A4 版を基本とし、用紙の向きは縦横を問わない。ただし、集団分析結果報告書のサンプルについては、この限りではない。
- （イ）文字サイズは、10.5 ポイント以上を基本とすること。ただし、集団分析結果報告書のサンプルについては、この限りではない。
- （ウ）表紙に社名及び代表者名を記載すること。
- （エ）ページ数は、表紙を除き 25 ページ以内とすること。このページ数には、任意に添付される補足資料を含むものとする。
- （オ）資料にはページ番号を付けて、めくりやすいよう長辺をホチキスで綴じること。
- （カ） 第2次審査（プレゼンテーション審査）においては、パソコン、タブレット端末、プロジェクター等の電子機器の使用（パワーポイント等によるスライド投影を含む。）は一切認めない。本企画提案書のみを用いて行うことを前提に作成すること。
- （キ）次に掲げる事項について具体的に記載したり、サンプルを提示したりすること。

① 業務実施体制

② ストレスチェック受検率向上につながる工夫

未受検者マインドを分析し、受検率向上につながるような工夫点があれば、提案すること。なお、提案内容が具体的に判るようウェブ画面遷移などのサンプルを提示すること。

③ 医師面接指導の日程調整

医師面接指導の日程調整が速やかに、かつ出来る限り人を介さずに行える方法の提案は、ウェブによる実施に限るものとする。なお、提案内容が具体的に判るようウェブ画面遷移などのサンプルを提示すること。

④ 集団分析

集団分析単位について、受託者が年度ごとに提案する場合は、具体的な設定基準について示すこと。

なお、三重県庁の組織一覧については、下記のリンク先を参考とすること。
ただし、対象は企業庁、病院事業庁、教育委員会及び公安委員会を除く組織とする。

（参考）県庁の組織一覧

<https://www.pref.mie.lg.jp/s_kencho/KENCHO/index2.htm>

⑤ 集団分析結果報告書

結果報告の見やすさが理解度や課題発見等につながり、速やかな職場環境改善活動に結びつくことから、集団分析結果報告書のサンプルを提示し、その工夫点を説明すること。

⑥ 職場環境改善研修

集団分析結果を活用した、基礎研修・実践研修それぞれについて提案すること。

- ・基礎研修：⑤集団分析結果報告書の読み解き方等
- ・実践研修：三重県庁の好事例紹介、地方自治体の特性に合わせた改善例紹介、効果的かつ実践的な職場環境改善実践方法等。

(ク) 類似業務実績

企画提案コンペ参加仕様書「4 参加条件」で提出を求めた実績とは別に、本業務の参考となる類似業務（特に職場環境改善研修等）の実績があれば記載すること。

イ 見積書 7部（正本1部、副本6部）

契約上限額の範囲内で、別途指定する様式（見積書様式）を用いて作成すること。

見積価格は、消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を乗じた額）とすること。

なお、指定様式には、各年度（令和8年度～令和10年度）の内訳及び契約期間全体（3か年）の総額がわかるように、以下のとおり業務ごとに記載すること。

業務	記載方法
①ストレスチェック実施	・単価を記載すること ・単価契約とし、支払は確定人数×単価で支払う
②集団分析	・一式の金額を記載すること ・定額契約とする
③職場環境改善研修	・一式の金額を記載すること ・定額契約とする

ウ 提案事業者の概要がわかるもの（会社案内等） 7部

(3) 提出先

下記「18 担当所属」に記載する場所

(4) 提出方法

持参又は郵便、民間事業者による信書便

※企画提案書については、電子メールによる提出は受け付けない。

(5) その他留意事項

提出された企画提案書等は返却しない。また、これらの提出資料は、三重県情報公開条例に基づき開示請求の対象となるため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載すること。

ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断については、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断する。

7 質問の受付及び回答

本参加仕様書及び業務仕様書に関し疑義がある場合は、次のとおり質問することができ

る。

(1) 受付期限

令和8年7月30日(木) 正午必着

(2) 質問方法

「質問票」(任意様式)に内容を記載のうえ、「18 担当所属」あて電子メールで提出すること。

ア 件名は「ストレスチェック業務委託コンペに関する質問(事業者名)」とすること。

イ 電話、FAX 及び来庁による質問は受け付けない。

ウ 電子メール送信後は、公平を期すため、内容に関する問合せは受け付けないが、下記「18 担当所属」へ電話にて到達確認を行うこと。

(3) 回答

受け付けた質問に対する回答は、令和8年8月3日(月)13 時を目途に、三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」ページに掲載する。

なお、公平性を確保するため個別での回答は原則として行わない。

ただし、質問内容が提案者の独自のノウハウに触れる等、公開が不適当であると当方が判断した場合は、質問者に対してのみ直接回答することがある。

8 審査の実施及び選定結果の通知

(1) 審査方法

提出された企画提案書等について、別に設置する「令和8～10 年度三重県ストレスチェックに関する業務企画提案コンペ選定委員会(以下、「選定委員会」という。))が「(2) 審査基準」に基づき審査を行う。審査は、原則として第1次審査及び第2次審査の二段階で実施し、最優秀提案者を選定する。

ア 第1次審査(書面審査)

企画提案書等の提出者全員を対象に書面審査を実施し、優秀提案者を5者程度、第2次審査の対象者として選定する。

ただし、企画提案書等の提出者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、提出者全員を第2次審査の対象とする。

イ 第2次審査(プレゼンテーション審査)

第1次審査を通過した者を対象に審査を実施する。審査は、原則としてプレゼンテーション及び質疑応答による審査とするが、応募状況や審査の必要性に応じて、プレゼンテーション審査を省略し、企画提案書等による書面審査のみとする場合がある。

(2) 審査基準

以下の評価項目に基づき総合的に審査を行う。

評価項目	主な評価の観点
ア 合目的性	・ 業務目的の目的を理解し、仕様書に定める要件を満たした提案となっているか。
イ 有効性 (× 2)	・ 仕様書に示した課題の解決に向けて、効果が期待できる提案となっているか。
ウ 具体性 (× 2)	・ 仕様書に示した課題の解決に向けて、具体的な提案となっているか。
エ 業務遂行能力	・ 業務を確実に実施できる人員及び体制となっているか。業務の実施に資する専門的知見や同種・類似業務（特に国や自治体）の実績を十分に有し、当該業務を遂行する能力があると判断できるか。
オ 見積金額の妥当性、費用対効果	・ 業務の実施について十分な効果が期待できる適正な見積もりとなっているか。費用対効果の高い内容となっているか。

(3) プレゼンテーション審査（第2次審査）

本審査実施の有無や詳細は、別途対象者に対し通知する。

ア 実施日時 令和8年9月1日（火）午後 ※ 詳細は、別途通知する。

イ 実施場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁 厚生棟2階大会議室

ウ 形態 対面又はオンライン。ただし、オンラインの場合は、6「企画提案書の提出」時に申し出ること。

エ 説明時間 1事業者あたりプレゼンテーション15分、質疑応答10分（予定）

オ 説明者及び出席者

プレゼンテーションは、本企画提案の責任者（提案者）が自ら行うことを原則とする。ただし、参加資格確認申請時に適正な委任状が提出されている場合は、代理人が行うことも可能とする。

カ 説明方法及び使用機材

説明は、事前に提出された企画提案書のみを用いて行うものとする。審査の公平性を確保するため、当日の説明にあたり、以下の行為は一切認めない。

- ・ パソコン、タブレット端末、プロジェクター等の電子機器の使用（パワーポイント等によるスライド投影を含む。）
- ・ 資料の追加

なお、当日のプレゼンテーションに参加できる人数は、説明者を含め3名以内とすること。

(4) 審査結果の通知

ア 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果は企画提案書を提出したすべての者に対し、令和8年8月25日（火）17時までに、電子メール又は電話により通知する。

その際、第2次審査の対象となった者には、あわせてプレゼンテーション審査の詳細を通知する。

イ 最終選定結果の通知

第2次審査終了後の最終的な選定結果は、令和8年9月7日（月）17時までに、第2次審査の対象となったすべての者に対し、電子メール又は電話により通知する。

なお、審査内容及び選定理由に関する問合せには一切応じない。

9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者として選定された者は、結果通知後、別途指定する日までに、次の書類を提出すること。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないことの証明用）」（所管税務署が過去6か月以内に発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店又は営業所を有する事業所にあつては、「納税確認書」（三重県内の県税事務所が過去6か月以内に発行したもの）の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（実績がある場合のみ）
- (4) 三重県電子調達システム（物件等）に利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」（様式は三重県ホームページの「共通債権者（物件契約）登録」のページに掲載）
- (5) 書面の契約書ではなく、電子契約による契約を希望する場合は、「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」（様式は三重県ホームページの「三重県における電子契約サービスの導入について」のページに掲載）

10 契約方法に関する事項

- (1) 当該業務を遂行できると三重県知事が判断した提案者であつて、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。）第69条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最優秀提案者と委託契約を締結する。契約協議が不調のときは、上記8(2)の審査基準により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再

審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

- (3) 三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証を免除しない。
- (4) 契約は、下記「18 担当所属」において行う。
- (5) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。）

11 監督及び検査

業務仕様書に記載のとおり。

12 契約代金の支払い方法及び支払い時期

業務仕様書に記載のとおり。

13 企画提案コンペ及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

14 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施にあたり、委託を受けた時に従事している者もしくは従事していた者等に対して、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、留意すること。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」

という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 その他

(1) 費用の負担

本企画提案コンペへの参加、提案書の作成・提出及び第2次審査（プレゼンテーション審査）への出席に要する一切の費用（交通費、人件費、資料作成費等を含む。）は、提案者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

提出された企画提案書等は、返却しない。企画提案書その他の提出資料は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき、開示請求の対象となるため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載すること。

ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断については、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断する。

(3) 再委託

原則として再委託は認めない。ただし、業務の一部を再委託する必要がある場合について、三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 著作権

本業務により作成された成果品（集団分析結果報告書、研修資料等）に関する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果品の引渡しをもって三重県に無償で譲渡されるものとする。

(5) 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

ア 企画提案コンペに参加する資格のない者が提案したとき。

イ 提案者が当該企画提案コンペに対し2以上の提案（見積を含む。）をしたとき。

ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき（委任状による委任を受けている場合を除く）。

エ 提案に際して事実と反する申込み又は提案等の不正行為があったとき。

オ 提出書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。

カ 見積書に記載された見積金額（消費税及び地方消費税抜きの額）の 100 分の 110 に相当する金額が契約上限額を超えているとき。

キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(6) その他

この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載。）

18 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部福利厚生課健康支援班 担当：大西・沖中

電話：059-224-2114

電子メール：fukuri@pref.mie.lg.jp